

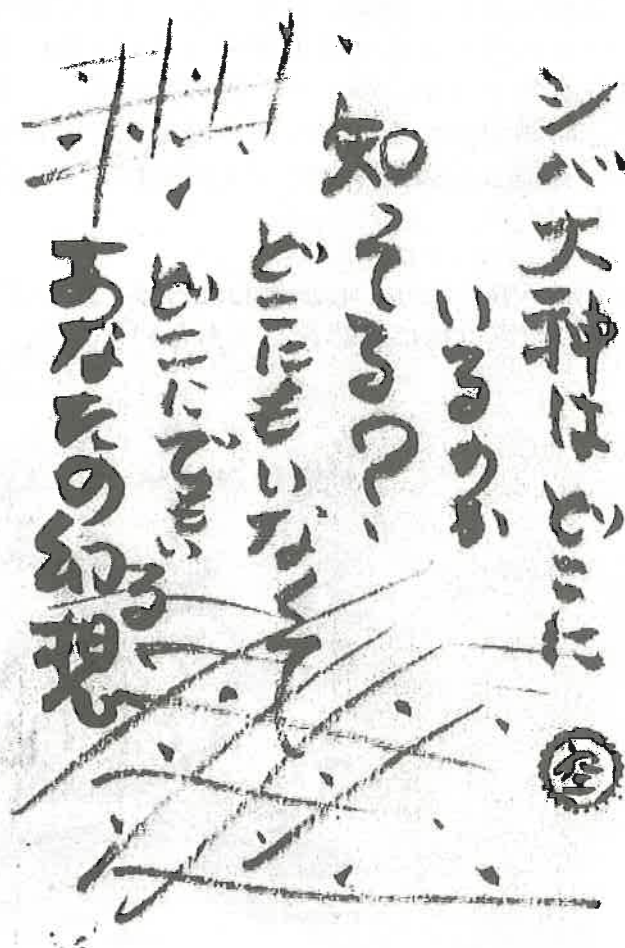
カナリヤの詩

CANTUS CANARIARUM

第 105 号

2004 年 10 月 23 日

- 1、3、11ページ 絵葉書一元サマナ、男性 筆画
2ページ 読者からの手紙
3ページ おいおい その1-「故事成語に学ぶ-探湯」に関して
4ページ 書評「あなたはどんな修行をしたのですか」
6ページ~ 警察などは、何をどうすべきだったか 1988 年から 1995 年
11 ページ おいおい その2-「懺悔・殺生(2)」に関して
12 ページ 窓口コメント「否定したがる人たち」



読者からの手紙

読者、女性、30代

初めてお手紙を出します。私は元オウム信者の方が他人事とは思えません。それは、母が一時期ですが、〇〇を拠点としたカルト的な所に興味を持ち教祖の方の写真を仏壇に飾ってあった事があったからです。たまたま、そこが危険な集団として有名だったので母と喧嘩をしたりして辞めさせました。

その時の母はストレスが多く、家族が病気になったり、引きこもったりなど、ストレスが多い時でした。宗教を心の支えにしていたのは知っていましたが、ここまでストレスが来ていたとは分からずショックでした。私の場合はきちんとした宗教家の方とかのアドバイスや私を支える友人がいたのが幸いしました。

母は当時、3つ位の宗教をしていました。2人のお坊さんが助けてくれました。母は、自分で考えて生きる事が出来るようになりました。

その後、その宗教は警察に摘発されました。10年前の出来事ですが、オウムが盛んで騒がれた時期と重なり他人事では無いと思いました。誰でも、人は弱いのです。私は30代ですが、少しでも人の役に立てたらと思い法律関係の勉強をしています。時間がかかるけど、何かの役に立てたらと思いました。だから、試験の合格を目指して頑張りたいです。それまでは何も出来ないけど心より応援しています。

元信者の方の差別が無くなり、心が救われる事を願います。

後、このメールの内容は母に確認をしてもらいました。

応援しています！

おいおい その1ーデイリーアレフよりー

Sent: Saturday, March 06, 2004 12:00 PM

Subject: 【Daily Aleph】 04/03/06_1217

> § 故事成語に学ぶ §

> 『深湯（タントウ）＜孔子＞』

> 熱湯に手を入れるように、

> 悪事を行なうならば、まず慎重にその果報を考えよということ。

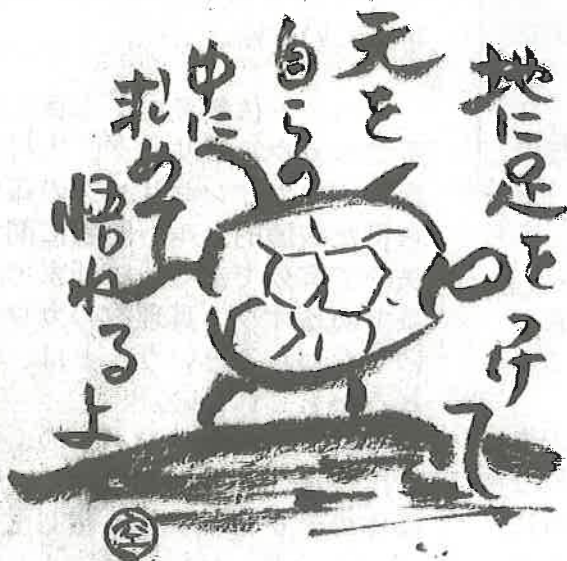
> 瞑想に熟達すると、原因と条件による結果が早く現われるため、

> 体験的に「善」「不善」の結果を認識でき、悪業を積まなくなります。

おいおい、「悪事を行なうならば」などと、凄い設定をするのですね。オウムでは未だに麻原さんが「瞑想の達人」でしたね。

んで、彼が積んだのは「悪業」ではないのかいな？

空中浮揚してから言ってくれ、とね。



書評

「あなたはどんな修行をしたのですか？ —オウムからの問い・オウムへの問い—」

NCC宗教研究所・富坂キリスト教センター共著 新教出版社 2100円

この本は、精神科医、宗教社会学者、カウンセリングをしてきた宗教者、ジャーナリストらの共同研究の成果が示されていて、将来に向けて残るべき貴重な本となっている。

題名の「あなたはどんな修行をしたのですか？」には、おおっ、と思った。私の「空中浮揚」とともに、私へのサリン事件の原因となった脱会カウンセリングの時、いったい何回聞かれたのだろうか。その話し始めの時やもう少しだと言う時に「あなたはどんな修行をしたのですか？」「じゃあ、人生は何のためにあるんですか？」と。

それは副題の「オウムからの問い、オウムへの問い」と軌を一にする。その際の自分の答えは、自分に問うものでもあり、自分の人生観の吐露でもあった。発題された幸日出男氏の慧眼である。

本書では、10人の報告や立論が示される。春木進氏の取材報告は生々しい。弓山達也氏の信者の体験談の分析は大変貴重である。坂和優弁護士は日本の宗教をめぐる人権議論の状況を、鈴木正三氏は幹部信者らの「自発的な服従」を、島岩氏は仏教、神秘体験の面から分析し、寺園喜基氏は世紀末思想をキリスト教の面から述べている。

精神科医の野田正彰氏が教祖の分析をしたのは、裁判で精神鑑定が実施されなかった今日、さらに貴重である。同時に「日本ファシズム下の仏教」の問題まで言及したのも、焦眉である。日清、日露戦争以降まさに

「慈悲の殺生は菩薩の万行に勝る」

といった宗教的詭弁が使われたことを明確に指摘している。いったい、オウム真理教の思想と、この日本の宗教界の歴史とどう異なろうか。

同氏は「知識人」の責任もしっかり問うている。その代表格は、オウム真理教の布教に役立ったという意味で中沢新一氏であるし山折哲雄氏である。同氏は、山折氏について教祖との対談でオウム真理教を持ち上げながら、後に「1991年頃から変質してしまった」「現代社会の鬼っ子」と言うような、状況次第で言説を変え総括もしない態度を強く批判している。宗教を論ずる方々やメディアに対する痛烈な批判でもある。もとより、山折氏の右分析も間違っていて、オウム真理教は麻原彰晃のしたいことの為に作られたのでありその特質は最初から変わっていない。

チベット仏教者である林久義氏の刑務所でのカウンセリング、志村真牧師の家族らへのカウンセリングの報告、そこから得た破壊的カルト問題に関する知見は決めて有効である。牧師までもが、仏教系であるオウム真理教のカウンセリングにかかわれるということは、意外に思われるかもしれない。

だが、カルトメンバーの心の問題の本質は宗教にあるのではなく、色々な心理操作のテクニックを集積して有効に使う「マインド・コントロール」という実態現代社会における自由からの逃走、また

「奴隷の喜び」というところにこそ本質があるのだから、まったく不思議はない。マインド・コントロールは、「考える自由」「信教の自由」を侵害するものでもあり、いささか宗教的に言えば「魂の虐待」である。

それでも、哲学が「果てしなく疑う」ものであるのに対して、宗教は「果てしなく信じる」ものであって神秘体験も付き物である。宗教は破壊的カルトに結びつきやすい。だから、まともな宗教者・宗派こそ対応しなければならないはずのものであって、お2人を初めとして少なくない宗教者がかかわってきた日本のここ20年余りの歴史は、世界に誇れることである。

宗教者の教育においても、破壊的カルト、マインド・コントロールの実態を伝え、信徒らに警戒させ、もちろん自らはそんな手法を使わない倫理を持たせることは、必須だと思われる。

最後に、ロシアにおけるオウム真理教の報告、オーストラリアにおける活動の報告は、類例もなくきわめて貴重な資料である。翻訳された志村氏に敬服する。



警察などは、何をどうすべきだったか。

2004.10.6 滝本太郎

★印(斜め書き)で、警察などがすべきだったことを記述する。

1988.9 富士山総本部道場で、集中修行中の在家信者が水死させられる。ドラム缶内の石油で焼いて精進湖に遺棄

1989.2.上旬 同道場で田口修二さんリンチ殺害、死体遺棄事件

—このころ「酷い匂いの煙」と住民から通報、消防もでた。

★ この情報を、後の神奈川県警などと有機的に結びつけるべきだった。県警間の連携について。

—公立小学校で「野生児」たるトラブル、後に通わなくさせた。

★ 教育委員会が学校教育法違反により、指導、告発をすべきだった。

1989.3 東京都知事に「宗教法人規則認証申請書」を提出。

—オウムは、不受理違法確認の訴訟を提起し、信者数百人が東京都に押しかけ、担当者宅周辺などに脅迫じみたビラをまく

★ 何があっても、毅然とした対応をすべきだった。

1989.6.22 坂本堤弁護士らが「オウム真理教被害対策弁護団」を結成。

1989.8 「真理党」を設立して選挙活動を開始する。

1989.8.25 東京都が宗教法人として認証

★ 訴訟を受けても、毅然とした対応をすべきだった。

1989.10 『サンデー毎日』がオウム批判記事の連載開始。

—編集者宅周辺に「サンデー毎日の狂気」などのビラをまく。

★ 脅迫じみたビラにつき、遅くとも坂本事件の後、捜査対象にすべきだった。

—「オウム真理教被害者の会」結成、早川紀代秀、上祐史浩、青山吉伸がTBSに抗議、放送中止を要求、10.31 横浜法律事務所で坂本堤弁護士と面会。

1989.11.4 坂本堤弁護士一家3人殺害事件。

—直後は見分というほどのものなし、8日朝プルシャを発見、これを受けて同日見分で20数箇所の血痕、また十数個の指紋採取

★ 事件性が明白で、それも現場が殺害等の現場だった蓋然性があったというほかはなく、また、後に村井の指紋はつけられていたはずと早川は言う。後に、村井らの指紋採取を試みるべきだった。

1994.12.1 坂本一家殺害事件公開捜査

—内ゲバだ、借金だなどと県警幹部が言う。

★ 警察は、根拠のないままに偏見と先入観に彩られた、また軽はずみな発言をすべきではなかった。

1989.11.19 オウム真理教信者らの事情聴取

1989.11.21 麻原彰晃ら幹部、実行犯を含めてドイツに出国

—県警はまったくつかんでいなかった。

★ 容疑者を把握しようとする体制がなかったのではないか。

1989.12.3 坂本宅—ふすまのへこみを発見—警察に報告、改めて鑑識

1989.12.4 麻原ら帰国、事情聴取—村井・早川の指の火傷を発見せず又は注目せず。

★ 手袋をしていたこの2人につき、もっと注意喚起をすべきだった。とくに村井は手袋をしないまま注意もせずに行方不明に及んでいるのであり、指紋の一致がありえたものである。

1989.12 被害弁護団が元信者への強要事件で告訴 —不受理あつかい

★ 強要自体は間違いがなく、直ちに受理し被疑者上祐らにつき立件すべきだった。

★ 1990年 出家信者が何人も戻ってきてオウム真理教の実態、様々な違法行為を報告していたのだから捜査、立件すべきだった。

1990.2.18 衆議院総選挙。「真理党」の25人全員落選。

1990.2.19 頃着 匿名(岡崎一明)から、県警と横浜法律事務所宛に長野現場の詳細な地図郵送される。→2月、5月に掘る。県警は岡崎からと判った。

1990.3 被害対策弁護団は、居住もしていない住所で選挙権を得たとし公選法違反で警視庁に告発する。

★ のちに不起訴としたが、東京4区の一軒家に100人以上の住民票を集めたのは少なくとも住民基本台帳法上は違法な可能性が高く、立件すべきだった。

1990.4. 石垣島でセミナー →この期間と数ヶ月後の2回、国会周辺などにボツリヌス菌毒素(未完成だったが完成していると思っていた)をまく

★ その活動の異様な点に気づくべきだった。

1990.5.27 上九一色村で、オウム信者が、農園予定地を写していた弁護士滝本のカメラ奪取フィルム抜取事件。窃盗威力業務妨害で被害届出。後に民事賠償勝訴

★ 警察はまともに対応して立件すべきだった。

1990.10.22 から 熊本県一波野村の国土利用計画法違反、私文書偽造などで逮捕起訴、以後同所で裁判が続く。青山、早川など

→早川らに坂本事件の事を一切聞かず、指紋が損傷紋であることがわかったが、採取したのは起訴間際だった。

★ 警察として指紋採取とその結果の重要性に思いをいたすべきであり、また坂本事件の任意聴取を当然のことながらすべきだった。

★ この後、保釈条件に違反して外国に許可なく行ったこともあるが、保釈取り消しをしないままだったのはまさに不可思議。

1990.10 県警が岡崎から事情聴取、ポリグラフ外

→岡崎は友人らにこの事実を述べていたと証言している。

★ 県警は、岡崎の周辺について、事情聴取などの捜査をすべきだった。

1990.12.7 母とともに出家した少年等についての非信者である父からの人身保護請求事件で大阪地裁に続き、最高裁でもオウム真理教が敗訴する。

★ これをうけて、逮捕監禁により、オウムの出家担当者らを調べ、検挙することが可能だったはずである。

1990 被害対策弁護団は、オウム医院での立産、教団側の取り戻しの為の暴言、暴行なども警察に報告するが、対応なし。

1991.7～ 滝本がカウンセリング活動を開始。元信者から得た内部のさまざまな状況を一々警察に報告する。

★ 警察は、オウム自体について違法行為を見逃さないという対応をすべきだった。

1991.8 茨城県の出家問題の関係者宅で盗聴器が発見される。

1991.11 滝本が岡崎一明に面談。直ちに岡崎から警察に連絡が行き、以後警察に同人及び脱会信者への接触を止められる。

★ 県警として、弁護士と同人らの接触を禁じるならば尚更、同人と周辺につき、より丁寧な捜査し続けるべきだった。

1992.1 松本市に計画の松本支部につき裁判所から賃借部分の建設禁止仮処分命令

1992.3 ロシア救済ツアー-最高会議議長や副大統領と面談、翌月から日本向けラジオ放送、6月からは世界向け英語放送、ロシアの演奏家を組織して「キーレーン」

★ 疑惑あるオウム真理教がロシアの権力者に接触を持つようになったのであるから、さら

に注目すべき事象だった。

1992.9 社長が信者の会社の経営困難に乗じて、会社を乗っ取り、その精密工作機器を山梨県富沢町の施設に持ち込む

★ 私文書偽造、商法違反などがあった可能性があり、警察は捜査をすべきだった。

1993.2 オウム幹部らがロシアで自動小銃の密造のために見学。AK47一丁と銃弾を入手する。

1993.3 「カレー研究会」「ヨーガ瞑想同好会」などダミーサークルを活発化。

1993.6.6 越智直紀君の逆吊り死亡、死体遺棄事件

1993. 東京の元電気店経営者が「付属医院に軟禁され、寄付を強要された」と、オウム相手に民事訴訟を起こす。

★ 警察は被害相談を受けてしっかりと対応をすべきところ、しなかった。

1993.12 東京都八王子市の創価学会施設にて、サリン散布

1993 東京都江東区に建設中の亀戸本部で2回にわたり異臭騒ぎ。たんそ菌を噴霧

★ 警察は、捜査をしっかりと開始すべきだった。

1994.5 P S I (パーフェクトイナシエーションサーベイション)を開始、100万円1週間コース、1000万円永遠コース

1994.5 三鷹市内でオウム真理教脱会のもとり予想先から盗聴器が発見される。

ー警視庁三鷹警察に告訴するが動かず。

★ 警視庁は、オウム事態の異常性をも報告されたのだから、対応すべきだった。

1994.1.30 落田耕太郎さんリンチ殺害事件

1994.3 宮崎県の資産家を東京・上九一色村まで拉致する事件の始まり。

★ 生きて帰れたのはまさに奇跡であった。警察庁以下、各県警はしっかりと対応すべきだった。

1994.5.9 滝本太郎サリン殺人未遂事件。

1994.6 旧ソ連製大型ヘリが到着。

★ 静岡県警は警察庁とも連携をとり、異常なこの事態について、捜査を始めるべきだった。

1994.6 LSDや覚醒剤を使ったイニシエーション開始。死亡者続く

ー以後、上九では逃亡信者らが続出する。

★ 山梨県警は、体制を整えて、住民らの訴えを聞き取り、脱走者からも十分に聴取すべきだった。また、この頃以降、他の県警も脱走者を弁護士が次々と警察に知らせているのだから、捜査すべきだった。

1994.6.27 松本サリン事件

★ サリンが河野さん宅の者で製造できないことを認識して、直ちに原材料の入手ルートの探索をするなどに力を入れるべきだった。

1994.7 2度にわたり、上九一色村の第7サティアン付近で異臭。住民等は松本サリン事件との関連を訴えていた。神奈川県警からの意見によって、実に1994.10、ようやく土を採取したのであった。

★ 異臭発生後、対応したのはもっぱら保健所であるところ、直ちに警察は鑑定などの対応をすべきだった。

1994.7.10 富田俊男リンチ殺害事件。

1994.7.15 出家者男性の温熱傷害致死事件。

1994.8.24 上九の竹内さん宅、公民館などから盗聴器が発見される。

★ 1つを住民が発見して警察に通報した後、テレビ局がその他を発見するという体たらくであった。オウム側は、静岡県警富士宮署と山梨県警富士吉田署を堂々と監視し始めた。警察は、盗聴器を発見してくれる会社を教えてほしいと弁護士に問う状態あった。

1994.8 滝本一刃物を作るための機器を購入したと情報取得ー警察に通報

★ 通報を受け監視を強めるべきだった。

1994.9 宮崎資産家拉致事件一家族・弁護団の努力で奪回して、告訴をできた。

★ 警察は直ちに対応し、立件すべきだった。

1994.9 滝本一内部で薬物使用が始まっていることを警察に通報

★ 警察は、坂本事件だけでなく、薬物使用の事案としても対応すべきだった。

1994.9.20 江川紹子ホスゲンガス襲撃事件（不起訴）

一警察にガスの可能性を含めて通報、被害届出

1994.10.5 頃から1年一江川、滝本宅の警備

1994.10 滝本VX事件（不起訴）

1994.10 警察が上九一色村の土を採取

1994.10.末 看護婦脱走一滝本や警察に協力してくれる。死亡事件、薬物使用の実際を警察に通報した。監禁事件の被害者でもある。

★ 監禁事件については同年6月にパトカーが出るまでの事件であったのであり、直ちに対応すべきだった。薬物使用について直ちに捜査を開始すべきだった。

1994.11.2 滝本一「集団自殺、虐殺の危険性について」と上申

1994.11.4 滝本、富士宮の旅館でのボツリヌス菌事件

★ 赤ん坊のみが出家しているという監禁事案の交渉をしたものであり、警察は対応旅館の周辺を警備すれば足りるのではなく、対応すべきだった。またワゴン車に何人もの幹部らが乗って尾行してきたのだから、職務質問をすべきだった。

1994.11 電気ショックで記憶を消す「ニューナルコ」を開始。

1994.11 上九一色村の土地からサリンの副生成物検出される。

★ 明確な捜査方針を定め、また二度目の無差別大量殺人を止めるべく、全警察的な取り組みを、まさに直ちにすべきだった。

1994.12 滝本一薬物イニシエーション後3日目の人を脱会させることができた。

一血液採取を警察に要望したが果たせず、医師に依頼して保管してもらい引き続き鑑定を依頼するが対応なし。

★ 薬物の特定のために、それこそ直ちに対応すべきだった。

1994.12.2 水野昇 VX 襲撃事件

1994.12.5 出家者女性長女への路上拉致事件

1994.12.9 ピアニスト監禁事件の始まり一1995.3 現行犯逮捕

1994.12.12 浜口忠仁 VX 殺害事件

★ 大阪府警は、より高度な鑑定を目指すべきだった。

1994.12 漫画家小林よしのり氏へのVX殺人予備事件（不起訴）

1994.12 末 全国警察会議一強制捜査の決定

1995.1.1 『読売新聞』一面に上九一色村でサリン副生成物報道

1995.1.4 教団が上九一色村の住民を、毒ガスを製造しているとして告訴、記者会見

1995.1.4 被害者の会の永岡弘行会長 VX 襲撃事件

一警察は、滝本が強行に「後にとんでもない失態とわかりますよ」とまで言ってようやく1.6に実況見分をした。鑑定に農薬を指定したために同じ有機リン系の「スミチオン」とされ、滝本にこれを嗅がせるまでして警視庁は自殺未遂の扱い。

★ 警視庁は科学捜査を充実させ、かつ周辺事情からして、他と連携をもって、捜査を続けるべきだった。

(1995.1.17 阪神淡路大震災)

1995.1 オウムは、出家者の息子を学校から拉致する事件をおこす。

★ 警視庁は、後に信者である母親が出てきたからといって捜査を中止せずに徹底して捜査すべきだった。

1995.2 上九住民が麻原、教団幹部らを、1月4日の告訴・記者会見について名誉毀損として告訴する。

★ 警視庁は、これにより、まず麻原を逮捕できたはずだった。

1995.2 オウムは、出家者女性の長女を薬物で拉致する。

1995.2.28 假谷清志さん拉致監禁、3.1 致死事件

— 同地元署、警視庁刑事課捜査一課特殊班に、神奈川県警への同じ情報を送り始める。

★ 警察本部同士の連携が、まだまだとれていなかったところ、とるべきだった。

1995.2-3 幹部らの監視、特に井上嘉浩・中川智正について

★ これらシークレットワークに完全に入っていると指摘してある者に対して、24 時間尾行をすべきだった。

1995.3.13 滝本—警視庁外に「前例のない事件に対しては前例のない体制で」の上申

1995.3.15 霞ヶ関駅アタッシュケース事件

1995.3.19 大学生拉致事件で教団大阪支部長らが逮捕、搜索

1995.3.19 宗教学者元マンション爆弾、自作自演の教団東京総本部火炎瓶投込み事件

1995.3.20 地下鉄サリン事件

★ 警察は強制捜査を予定し、それが公然の秘密だったのだから、主要幹部について完全な所在確認の体制に入るべきだった。

1995.3.22 上九一色村など全国の教団施設を強制捜査

— その後も重要人物の出入りの監視が不十分で、重要容疑者の出入りがあった。

(1995.3.30 警察庁長官銃撃事件)

— 警察の公安部も動き始める。

(1995.4.23 教団「科学技術省」大臣の村井秀夫が刺殺される)

1995.5.5 新宿駅地下トイレ青酸ガス事件。 4.30、5.3 も試みていた。

1995.5.16 麻原彰晃こと松本智津夫が逮捕される。

1995.5.16 東京都庁で小包爆弾破裂、秘書が重傷。

1995.5.20 神奈川県警が岡崎一明の自首調書を作成

— 1995.4 から事件への関与を認める連絡と事情聴取があったのに不正常な対応、また中国への出国も認めていた。

★ 神奈川県警は、同被告について、強制捜査開始後、直ちに積極的に対応すべきだった。

まとめ— 3 大事件について。

1 坂本弁護士一家殺人事件

「失踪」の可能性がなかったこと、血痕が多数あったこと、オウムのバッチの存在から、事件性を十分に認識すべきだった。

静岡県警、熊本県警などとの広域捜査、協力体制があまりに不十分であった。

これらがされていれば、後の事件も止められた。

2 松本サリン事件

科学的捜査がまともにできていれば早期に河野さんへの容疑を外し、同時に原材料の入手、上九一色村の異臭事件などから、早期にオウムに焦点を絞れた筈である。

これができれば、被害対策弁護団が次々としていた告訴・告発事件をももとして、早期に捜査に入れた。

3 地下鉄サリン事件

永岡さん事件でまともに対応し、また弁護団が前年告訴等していた幾つもの事件で強制捜査に入っていれば、假谷さん事件も止められた。

まして、1995.3.20 の週の強制捜査がどうしても分かってしまうとき、違法行為に入っていると合理的に推定される主要幹部の所在確認をし続けておらず、この事件を起すに任せてしまったのは、信じがたいほどの問題である。

以上



おいおい その2ーデイリーアレフよりー

Sent: Tuesday, September 28, 2004 12:00 PM

Subject: 【Daily Aleph】 04/09/28_1414

- > ◇日々の瞑想◇
- > 「懺悔・殺生(2)」
- > 同じ殺生でも、
- > 1. 殺す対象を特定している
- > 2. 「殺す」という動作があり、残酷性がある
- > 3. 「殺した」という結果がある
- > 4. 殺害に対する喜びの念がある
- > の四つの条件がそろった場合、最悪のカルマとなる。
- > なした行為をよく振り返ってみよう。

おいおい、殺人の指示をした麻原さんについて、もはや教祖ではないけれど「瞑想の達人」とかといっていたのは誰だったのかい？ なした行為をよく振り返ったかい？ オウムの教えを信じることが、どれほど被害者の心の傷に塩を名でつれているのか分からないでしょうか？

たしかに、麻原さんのしてきたこと善行だとする「深いお考え」思考ならば、そりゃ、一貫しており、矛盾はないですがね、真実どこでも、そこまで言いますか？

否定したがる人たち

麻原さんの判決の日の状況について、いまだに否定したがる人がいるのですね、改めて書きます。それが現実なので。

<http://life6.2ch.net/test/read.cgi/psy/1088337729/150> への書込みより。

224 : 滝本太郎 : 04/06/30 11:21

ID:YAE2u/GW

>> 教祖の一審での判決のとき、ここの教祖は、大変見苦しい行動をとったと聞きます。

>——朝生テレビで田原総一郎が痛烈に批判してた恣意的・扇情的報道。

>実際に傍聴してた森達也監督も否定してた。

嘘を言っては困る。

あの番組にも、森監督にも弱ったものです。

田原さんが「そんなことはなかったでしょう？」と聞き、

森達也監督は「なかった」なぞと答えていない、

そもそも麻原さんが分裂病ではないか、なぞというように答えていた。

(これも状況からすると逆の事態であるのに、また専門家でもないのに弱ったものです)

森さんは、そもそも判決の言い渡しの瞬間はいなかったのではないかと私は思うんですが。傍聴券は、森さんはメディアから貰っていたところ、途中で替えられたりするからね。

これは間違っていたら、すいません。

麻原さん、自分では立たず、それで係官が立たせようとしたのだが5秒間ぐらいあの絵にあるとおり嫌がって抵抗し、抱えられるような格好で真ん中に立った。そして、係官何人もが心配そうに手を離して、ようやく体を傾けて立った、という状態でした。

相手方ながら、ナサケナカッタ。

証人尋問での妨害からして、ナサケナカッタ。

かなりや

唄を忘れた金糸雀は、

西條八十

後の山に棄てましょか

いえ、いえ、それはなりませぬ

唄を忘れた金糸雀は、

背戸の小藪に埋けましょか

いえ、いえ、それはなりませぬ

唄を忘れた金糸雀は、

柳の鞭でぶちましょか

いえ、いえ、それはかわいそう

唄を忘れた金糸雀は、

象牙の船に、銀の櫂

月夜の海に浮べれば

忘れた唄をおもいだす

『赤い鳥』(大正七年一月号)
岩波文庫『日本童謡集』より

◎ カナリヤは歌を思い出す手助けをする。

◎ カナリヤは自分で自分の歌(考え)を歌う。

◎ カナリヤは歌を歌えなくなった鳥を捨てるのではなく、温かく見守る。

(地球の揺りかごで)

発行 カナリヤの会

〒242-0021

神奈川県大和市中央 2-1-15 パークロード大和ビル 2 階

大和法律事務所 窓口滝本太郎気付

電話 046-263-0130 ファックス 046-263-0375 takitaro@yha.att.ne.jp

横浜銀行大和支店 普通 1 3 4 3 0 7 8 カナリヤの会滝本太郎